

成年後見制度 申立ての手引

長野家庭裁判所

H 2 6 . 2

目 次

はじめに	1
成年後見制度について	1
1 成年後見制度とは何か	1
2 成年後見とは何か	1
3 保佐とは何か	2
4 補助とは何か	2
5 任意後見制度について	3
申立ての手續について	4
1 管轄	4
2 申立てをすることができる人	4
3 申立てに必要な書類等	5
(1) 申立書類等	5
(2) 添付書類	5
(3) 費用	6
手續の流れについて	7
申立てから審判確定まで	7
《参考》審判確定後の流れ	8
成年後見人等の職務について	9
1 成年後見人の主な職務	9
2 保佐人の主な職務	10
3 補助人の主な職務	10
後見等監督について	11
1 後見等監督とは	11
2 家庭裁判所の許可が必要な場合	11

凡 例：本文中の＊を付けた用語には，それぞれ説明を付してあります。

はじめに

この手引は、後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人選任等の申立てを考
えている方を対象に、各制度の概要、申立て手続、成年後見人等の役割などにつ
いて、そのあらましを説明したものです（特に、後見開始の場合について詳しく説
明しています。）。家庭裁判所でDVD「成年後見」をごらんいただき、さらにこ
の手引をよくお読みいただいた上で、申立てをするようお願いします。不明な点が
ありましたら、家庭裁判所の担当係までお問い合わせください。

なお、この手引は、当裁判所において行われている手続や当裁判所が作成した書
式に基づいて解説しています。当裁判所以外の家庭裁判所に申立てをする場合には、
取扱いが多少異なることがありますのでご注意ください。

成年後見制度について

1 成年後見制度とは何か

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の^{*}判断能力が不十分
な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。例えば、認知症、知
的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方が、預金の解約、福祉
サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、本
人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十
分な場合にこれを本人だけに任せていたのでは、本人にとって不利益な結果を招
くおそれがあります。そのため、本人を援助する人が必要になってきます。そこ
で、精神上的障害によって判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援
助者を選び、援助者が本人のために活動するものが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見と任意後見の2種類があり、法定後見は、本人の
判断能力の程度によって、次のように区分されます。

本人の判断能力が	(1) 全くない場合	→ 後見（民法7条）
	(2) 特に不十分な場合	→ 保佐（民法11条）
	(3) 不十分な場合	→ 補助（民法15条）

＊ 判断能力：売買や贈与等の法律行為をする際に、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正か等を考
えるのに必要な精神能力。

2 成年後見とは何か

成年後見とは、本人が一人で日常生活をすることができない等、本人の判断能力
が全くない場合に行われるものであり、後見開始の^{*1}審判とともに、本人（「成年被後
見人」といいます。）を援助する人として**成年後見人**が選任されます（民法8条）。

成年後見人の仕事の詳細は9ページをご覧ください。成年後見人は、広い範囲

の^{*2}代理権及び^{*3}取消権を持つので、本人に代わって、様々な契約を結んだり、財産全体をきちんと管理して、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。成年後見人は、申立てのきっかけとなったこと（保険金を受け取る等）だけをすればその役目が終了するのではなく、本人のために活動する義務を広く負うことになります。成年後見人の役目は、通常、本人が亡くなるまで続きます。

＊1 審 判：家庭裁判所が出す決定。その内容が記載された書面を「審判書」という。

＊2 代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限。

＊3 取消権：本人が保佐人や補助人の同意を得ないで重要な財産行為に関する行為等を行った場合、保佐人や補助人がその行為を無効なものとし、原状に戻す権限。成年後見人は当然にこの権限を有している。

3 保佐とは何か

保佐とは、本人の判断能力が失われていないものの、特に不十分な場合に行われるものであり、保佐開始の審判とともに、本人（「被保佐人」といいます。）を援助する人として**保佐人**が選任されます（民法12条）。

保佐人の仕事の詳細は10ページをご覧ください。保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な行為（金銭の貸借、不動産及び自動車等の売買、自宅の増改築等）を、単独で行うことができなくなります。保佐人は、本人の利益を害するものでないかを注意しながら、本人がしようとすることに同意したり、本人が既にしてしまったことを取り消すことを通して本人を援助していきます。また、保佐人は、特定の事項について本人に代わって契約を結ぶ等の行為（代理）をすることができます。

なお、このように代理権を付け加えたい場合は、保佐開始の申立てのほかに、別途「代理権付与の申立て」が必要になります。また、代理権を付け加える場合には本人の同意が必要です。

4 補助とは何か

補助とは、本人の判断能力が不十分な場合に行われるものであり、補助開始の審判とともに、本人（「被補助人」といいます。）を援助する人として**補助人**が選任されます（民法16条）。

補助人の仕事の詳細は10ページをご覧ください。補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様の活動（同意、取消、代理）をすることで、本人を援助していきます。

補助開始の場合は、その申立てと一緒に、必ず^{*}同意権や代理権の範囲を定める申立てをしなければなりません。また、補助開始の審判をし、同時に同意権又は代理権を定めるには、本人の同意が必要です。

＊ 同意権：本人が重要な財産に関する行為を行う際に、保佐人や補助人がその内容が本人に不利益でないか検討して、

問題がない場合に了承する権限。



ワンポイントアドバイス !

本人の状態を見て、後見、保佐、補助のどれに該当するか明らかでない場合、どの類型で申し立てるのか悩むことでしょう。

申立ての段階では、診断書を参考にして、該当する類型の申立てをすることで差し支えありません。家庭裁判所からお渡しする成年後見用の診断書において「3 判断能力についての意見」でチェックされている類型に従って、申立てをしてください。

なお、^{*}鑑定において申立ての類型と異なる結果が出た場合は、「申立ての趣旨の変更」という手続きをしていただきます。この場合、新たな申立てではないため、特別な負担は生じません。ただし、申立ての趣旨の変更に伴って新たに代理権付与や同意権付与を求める場合には、新たな申立てとなり、申立手数料が必要になります。

＊ 鑑定：本人に判断能力がどの程度あるか医学的に判定をするための手続

5 任意後見制度について

任意後見制度とは、本人があらかじめ自分で選んだ代理人（**任意後見人**）との間で結んでおいた任意後見契約（公正証書による必要があります。）に従って、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が本人を援助する制度です。任意後見契約の効力が生じるのは、家庭裁判所が**任意後見監督人**を選任したときからになります。

任意後見制度の詳しい内容や手続方法などについては、お近くの公証役場又は日本公証人連合会のホームページなどでご確認ください。



ワンポイントアドバイス !

かつては成年被後見人等になりますと、本人の戸籍にそのことが記載されましたが、現在では戸籍には一切記載されません。

その代わりに、東京法務局で^{*}後見登記という登録が行われており、本人の住所、氏名や^{*}成年後見人等の氏名等が登録されています。そして、必要があれば、^{*}成年被後見人等や成年後見人等に登録されていること、又は登記されていないことの証明書の発行を受けることができます（有料）。

＊1 後見登記：成年後見人等及び成年被後見人等の住所氏名等が記録されている公文書。東京法務局がその事務を扱っている。

＊2 成年後見人等：成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見監督人

＊3 成年被後見人等：成年被後見人、被保佐人及び被補助人

【東京法務局民事行政部後見登録課】

住所：〒102-8226 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

電話：03-5213-1360（後見登録課）、5213-1234（代表）

申立ての手續について

1 管轄

申立ては、本人の住所地（実際に本人が住んでいる場所を指し、住民登録をしている場所とは必ずしも一致しません。）を管轄する家庭裁判所にしてください。
長野県内の管轄は、次のとおりです。

裁判所名	所在地（電話番号）	管轄区域
長野家庭裁判所	〒380-0846 長野市旭町 1108 (026-403-2038)	長野市, 須坂市, 上水内郡, 上高井郡
同 飯山出張所 (受付のみ)	〒389-2253 飯山市大字飯山 1123 (0269-62-2125)	飯山市, 中野市, 下水内郡, 下高井郡
同 上田支部	〒386-0023 上田市中央西 2-3-3 (0268-40-2203)	上田市, 千曲市, 東御市, 小県郡, 埴科郡
同 佐久支部	〒385-0022 佐久市岩村田 1161 (0267-67-1532)	佐久市, 小諸市, 南佐久郡, 北佐久郡
同 松本支部	〒390-0873 松本市丸の内 10-35 (0263-32-3044)	松本市, 塩尻市, 安曇野市, 東筑摩郡
同 木曽福島 出張所(受付のみ)	〒397-0001 木曽郡木曽町 6205-13 (0264-22-2021)	木曽郡
同 大町出張所 (受付のみ)	〒398-0002 大町市大字大町 4222-1 (0261-22-0121)	大町市, 北安曇郡
同 諏訪支部	〒392-0004 諏訪市諏訪 1-24-22 (0266-52-9217)	諏訪市, 茅野市, 岡谷市, 諏訪郡
同 飯田支部	〒395-0015 飯田市江戸町 1-21 (0265-22-0186)	飯田市, 下伊那郡
同 伊那支部	〒396-0026 伊那市西町 4841 (0265-72-2757)	伊那市, 駒ヶ根市, 上伊那郡

2 申立てをすることができる人

申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官です（民法7条）。

なお、法律に詳しくない等の理由で自分一人で申立てや手續を進めていくことに不安を感じる方には、弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。

ただし、その際に弁護士や司法書士に手續を依頼する費用については、申立人の負担になるのでご注意ください。



ワンポイントアドバイス！

四親等内の親族とは、主に次の人たちです。

- (1) 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- (2) 兄弟姉妹、甥、姪
- (3) おじ、おば、いっこ
- (4) 配偶者の親・子・兄弟姉妹

3 申立てに必要な書類等

申立ての際は、お渡ししたチェックリストにある書類等を用意してください。欠けているものがあると手続がスムーズに進みませんので、申し立てる時には、チェック欄を使って書類等がそろっているか確認してください。

また、チェックリストにない書類も、裁判官の判断で、後日、提出していただく場合があります。

(1) 申立書類等

◎申立書（後見・保佐・補助・任意後見監督人選任）

◎診断書（成年後見用）、診断書付票  ワンポイントアドバイスを！

申立ての類型を決めるために必要ですので、診断書用紙とセットになっている「お願い(主治医の先生へ)」という書面を主治医にご覧いただいた上で記入してもらってください。診断書がないと手続が進まないことがありますので、まず最初にそろえてください。

◎本人事情説明書

本人の状況等を把握するために必要ですから、申立人等が記入してください。

◎候補者事情説明書

候補者とは、申立ての際に、申立人が成年後見人等として推薦する人のことです。候補者自身が記入してください。

◎財産目録、本人収支表

成年後見人等の主な職務である財産管理の基礎資料であり、成年後見人等に選任されてからも利用しますので、正確に記入してください。財産目録とは、本人の資産（不動産、預貯金、有価証券等）及び負債についてまとめた一覧表です。本人収支表とは、本人の一定期間の収入及び支出についてまとめた一覧表です。成年後見人等は、収支のバランスを見ながら財産処分等の見通しを立てる必要があります。

◎親族関係図

ご親族に対して、候補者を成年後見人等に選任することについての意見を問い合わせたりしますので、本人を中心にしたご親族の状況を記入してください。

◎親族同意書

書面「親族同意書について」をご覧ください。申立て時点でこれがあると、比較的速やかに手続が進みます。

(2) 添付書類

◎戸籍謄本

◎住民票、戸籍附票

◎登記されていないことの証明書

本人が成年被後見人等でないことを証明する書類で、東京法務局から発行してもらいます（長野地方法務局(本局)の窓口でも申請できます。）。

◎身分証明書

候補者が破産者等ではないことを証明する書類で（運転免許証や健康保険証などとは違います。）、本籍地の市区町村役場から発行してもらいます。

◎本人の財産関係の資料等

チェックリストの説明に従って用意してください。

◎本人の収支についての資料

チェックリストの説明に従って用意してください。

(3) 費用

◎収入印紙（申立用） 800円

◎収入印紙（登記嘱託用） 2,600円

◎郵便切手 3,730円

（内訳：500円5枚, 82円5枚, 50円10枚, 20円10枚, 10円10枚, 1円20枚）

◎鑑定費用（鑑定が行われるとき必要になります。）



ワンポイントアドバイス！

申立てをするときは、まず、主治医等に診断書（成年後見用）を書いてもらってください。「判断能力についての意見」が「後見相当」であれば、お渡ししてある後見開始申立書を使って申し立ててください。

主治医の意見が「保佐相当」又は「補助相当」であれば、保佐開始申立書又は補助開始申立書が必要です。事前に家庭裁判所で受け取ってください（最高裁判所のホームページからダウンロードすることもできます。）。



注意！

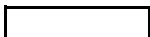
家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たり、①本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、②成年後見人等候補者の職業・経歴、③成年後見人等候補者と本人との利害関係の有無、④本人の意見等を踏まえて、総合的な判断をします（成年後見人等候補者を誰にするのか考える際に、これらの事情を検討してみてください。）。

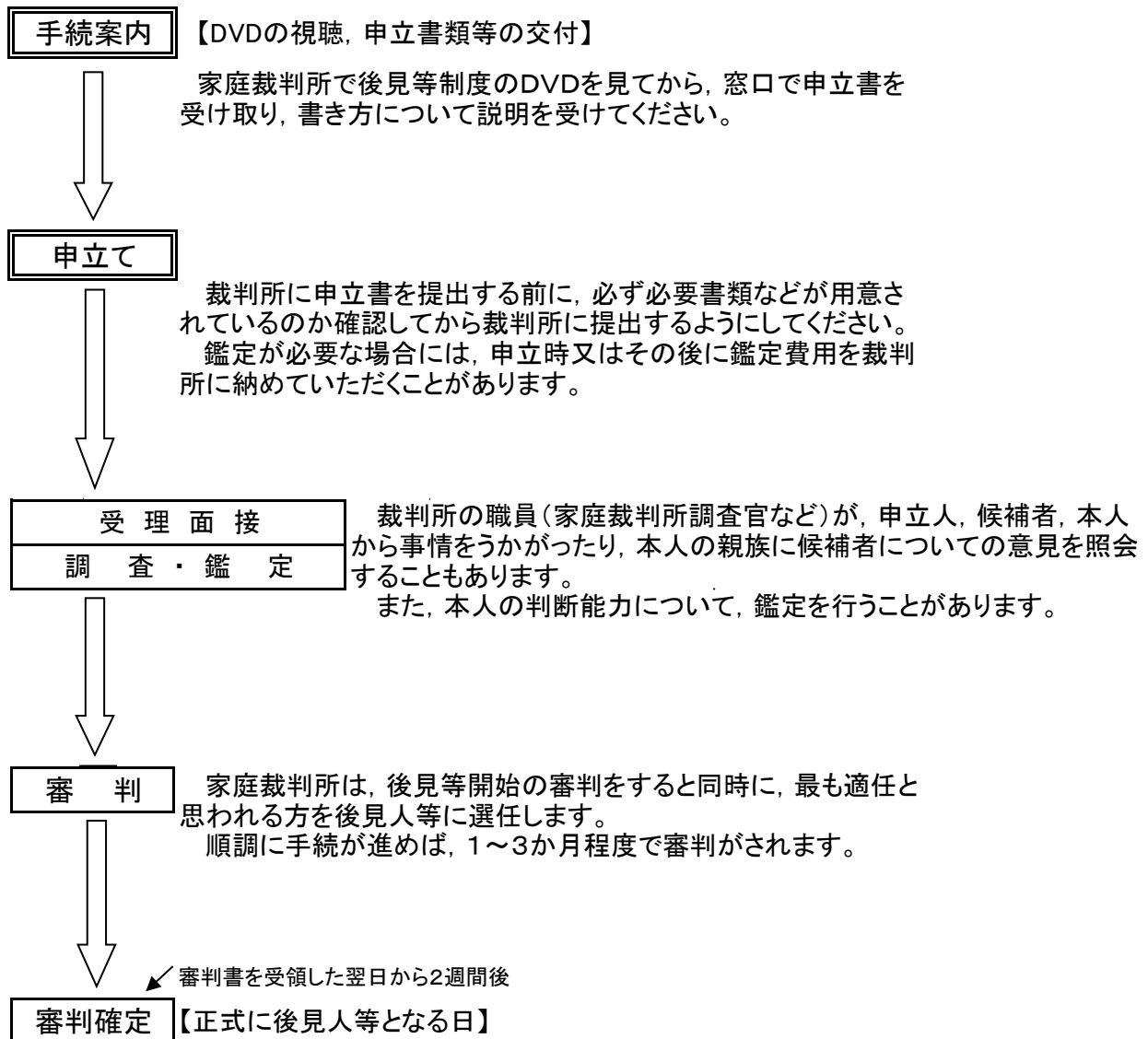
そのため、申立書に記載された成年後見人等候補者が必ずそのまま選任されることは限りませんし、また、成年後見人等に選任されるのが親族に限定されているものでもありません。この点、申立人の希望する方が後見人等に選任されなかったからといって、審判確定前に取り下げることはできません。

家庭裁判所は、本人に高額^{*}の財産があったり、親族間で療養看護や^{*}財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には、弁護士、司法書士又は社会福祉士等といった第三者の専門家を成年後見人等や成年後見監督人等として選任することがあります。その際、第三者の成年後見人等に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。第三者の成年後見人等により、本人の財産が安全かつ適正に管理され、また、親族間の紛争が未然に防止された事例はたくさんあります。第三者の成年後見人等に対する報酬は、そのために必要な費用であることを是非ご理解ください。

＊ 財産管理：本人の資産、負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくこと。

手続の流れ（申立てから審判確定まで）

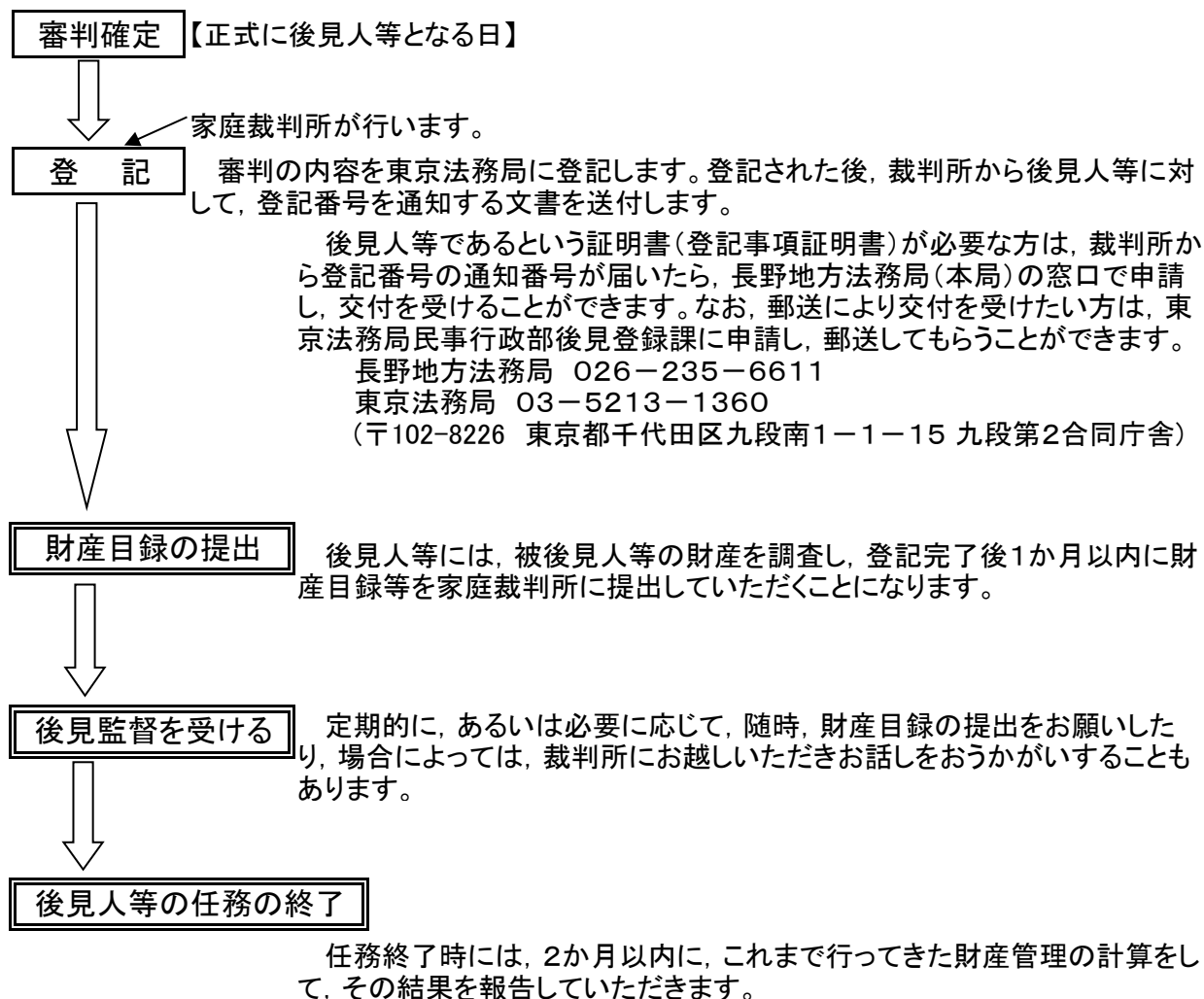
 申立人が行う行為など
 裁判所が行う行為など



※いったん審判が確定すると, 当初の目的を達したからといって途中で成年後見等制度そのものの利用をやめることはできませんので, ご注意ください。

審判確定後の流れ（後見人等の任務終了まで）

 後見人等が行う行為など
 裁判所が行う行為など



【任務終了事由】

- ① 本人の死亡・・・ 裁判所に報告してください。
(裁判所に本人の死亡記載のある戸籍を提出し、東京法務局に後見終了の登記申請書を提出する必要があります。)
- ② 後見人等の辞任・・・ この場合、必ず新たな後見人等を選任する必要があります。裁判所に申立てをしてください。
- ③ 後見人等の解任・・・ 後見人等に著しい不正があった場合。
- ④ 後見等開始の審判の取消し・・・ 本人の能力が回復した場合。

成年後見人等の職務について

1 成年後見人の主な職務

成年後見人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理していくことです。そして、それらの内容が分かるように記録しておくとともに、定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません。

成年後見人は、本人の財産の全般的な管理権を有し、本人の財産に関する法律行為について全般的な代理権を有します。そのような広い権限が与えられているのは、本人に判断能力が全くないために、成年後見人が常に本人に代わって様々な判断をして、その利益になるよう行動することが求められているからです。

具体的には、成年後見人は、本人に代わって預貯金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等、必要な法律行為を行うとともに、本人の財産が他人のものと混ざらないようにする、通帳や証書類を保管する、収支計画を立てる等の財産管理をします。

また、成年後見人は、行った職務の内容（これを「後見事務」といいます。）を定期的に家庭裁判所に報告するとともに、必要に応じて、家庭裁判所に対し事前に相談をする等、家庭裁判所や成年後見監督人の監督を受けることになっています（これを「後見監督」といいます。）。

以上のとおり、成年後見人は、家庭裁判所から選任され、家庭裁判所や成年後見監督人の監督の下で、本人のために働いていただく、本人にとってなくてはならない人です。



ワンポイントアドバイス！

成年後見人の職務は、日常の細々とした金銭の出納から、財産の処分、療養契約の締結、本人の^{*}身上監護に至るまで多岐にわたります。そのため、一定の労力及び時間が必要であり法律や福祉医療に関する知識が要求される場合もあります。

また、一度選任されますと、辞任するには家庭裁判所の許可が必要ですし、それも正当な理由がある場合に限られます。本人の財産の状況が複雑だったり、親族の間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合は、第三者後見人の選任が望ましいことをご理解ください。

* 身上監護：介護契約や施設入所契約など、本人の身上の世話や療養看護に関すること。

パンフレット「成年後見人の職務と責任」も、合わせてご覧ください。

2 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与えたり、本人に不利益な行為を取り消すことです（民法13条）。特定の行為について、代理権を行使する場合があります。そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません。

保佐人は、本人が重要な財産行為を行う際に同意をすることや、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をした場合はこれを取り消すことができます。また、別途代理権付与の申立てが認められれば、本人の財産に関する法律行為のうち、審判で認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。

保佐人と家庭裁判所との関係は、成年後見人と同様です。

3 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与える、本人の行為を取り消す又は代理権の行使をすることです（民法17条）。そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません。

補助人は、同意権付与の申立てが認められれば、本人が審判で認められた行為（重要な財産行為の一部に限ります。）を行う際に同意をすることや、本人が補助人の同意を得ないでこの行為をした場合はこれを取り消すことができます。また、代理権付与の申立てが認められれば、これを行行使することができ、代理権に対応した限度で本人の財産の管理権を有します。

補助人と家庭裁判所との関係は、成年後見人と同様です。

後見等監督について

1 後見等監督とは

後見監督，保佐監督，補助監督（以下「後見等監督」といいます。）とは，家庭裁判所が，成年後見人等に対して，後見等事務を正しく行っているかどうかを確認し，問題点があれば，これを是正するよう指導監督することをいいます。

家庭裁判所は，成年後見人等に対し，選任後一定期間ごとに照会書を発送して，後見事務の状況について報告を求めます。成年後見人等には，本人の現状や財産及び収支の状況について，その裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーを添付して家庭裁判所に報告していただきます。そのため，成年後見人等に選任された方は，日ごろから，領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに，収支状況を把握しておく必要があります。財産目録や本人収支表等は，送付する書式に従って記入していただくことにより，作成しやすくなっています。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は，事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

- (1) 本人の^{*}居住用不動産について，売却，賃貸借，抵当権の設定等をする場合
→**居住用不動産の処分許可の申立て**が必要です。
- (2) 例えば，本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をしたり，成年後見人等が本人所有不動産を買い取る等，本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合
→**特別代理人選任の申立て**が必要です。
- (3) 成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合
→**報酬付与の申立て**が必要です。
- (4) このほかの場合でも，重要な財産を処分したり，その行為が本人の利益となるかどうか不安な場合は，事前に家庭裁判所にご相談ください。

＊ 居住用不動産：本人が居住するための建物又はその敷地（現に住んでいるものだけでなく，現在生活している施設等を出たときに住むべきものを含む。）

成年後見人の具体的な職務については，家庭裁判所からお渡しする『**成年後見人Q & A**』をご覧ください。